

福島労働局の取組（令和6年度）

価格転嫁の円滑化に向けた連絡会議（R6.3.25）

賃金引上げに向けた環境整備

○ 令和4年10月28日閣議決定された「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」において「労働基準監督署による企業への賃上げ支援」が盛り込まれたことを受け、福島県内の各監督署においても、事業者に対し、「賃金引上げに向けた環境整備等を検討するように働きかけを行う」とともに、事業場が「賃金引上げの意向を持たない」要因として、親事業者による下請代金支払遅延等防止法第4条の違反行為などが存在するおそれがある場合には、当該事業者に対し、「下請け取引確認シート」を配布する。

業務改善助成金の活用促進

○ 最低賃金・賃金の引上げに伴う中小零細企業への支援策として、事業場内で最も低い賃金を一定額以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資を行った場合に、その費用の一部を助成する「業務改善助成金」について、主要経済団体へ訪問しての制度説明・傘下企業への周知依頼等により、福島県全域の企業に対して幅広く活用を促す。

「しわ寄せ」防止キャンペーンの実施

○ 大企業・親事業者が自社の「働き方改革」の推進（長時間労働削減等）に伴い、下請等中小事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせることがないよう、11月を「しわ寄せ」防止キャンペーン月間と位置づけ、同月実施の「過重労働解消キャンペーン」と連携を図り、労働局幹部による企業を訪問しての要請をはじめ、経済団体が参集する会議での説明、県内の関係団体にポスター・リーフレットを配布、傘下企業への制度の周知徹底を集中的に依頼する。

地方版政労使会議の開催

○ 地方版政労使会議「福島県魅力ある職場づくり推進協議会」において、働き方改革の推進に関連するもの等に加え、「賃金引上げ」に向けた取組等をテーマとして、各構成機関の取組状況や支援施策の共有及び意見交換を行うことにより、県内企業の生産性の向上、適切な価格転嫁等を通じた賃金引上げ等の機運の醸成を図る。